

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	健康管理(健康増進法等)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、健康管理(健康増進法等)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

館山市長

公表日

令和5年12月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理(健康増進法等)に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・胃がん検診・肺がん結核検診・肝炎ウイルス検診・前立腺がん検診・大腸がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診・骨粗鬆症検診・歯周病検診・健康診査(保険未加入者)・健康増進法に基づく保健指導 <p>具体的な健康診査及びがん検診等の実施に関する事務内容</p> <ol style="list-style-type: none">1. 毎年、各検診対象者への受診勧奨及び個人通知等を送付する。2. 実施した各検診結果について、健康管理システムに入力し結果を管理する。3. 要精密検査の者のうち、未受診者に受診勧奨を行う。4. 情報提供ネットワークシステムで情報連携を行う。
③システムの名称	健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民健診ファイル、宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第76項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	健康増進法第19条の4及び健康増進法施行規則第4条の3関係、番号利用法第19条第8号別表第2の102の2 行政手続における特定の個人を識別されるための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課行政管理係 千葉県館山市北条1145番地の1 0470-22-3218
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康課予防係 千葉県館山市北条740番地の1 館山市コミュニティセンター2階 0470-23-3113

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input checked="" type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input checked="" type="radio"/>]接続しない(入手) [<input checked="" type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	②事務の概要	・健康増進法に基づくがん検診の管理 ・高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診、特定保健指導等の管理 ・予防接種法に基づく予防接種の管理	・健康増進法に基づくがん検診の管理 ・高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診、特定保健指導等の管理		予防接種法に基づく予防接種については、情報ネットワークシステムによる情報連携を実施するため、別に特定個人情報保護評価書を作成した。
平成29年2月28日	I-5-②	健康課長 熊井成和	健康課長 岡田賢太郎	事後	
平成29年2月28日	II-1 対象人数	平成26年7月1日	平成29年1月1日	事後	
平成29年2月28日	II-2 取扱人数	平成26年7月1日	平成29年1月1日	事後	
平成29年6月19日	II-1 対象人数	平成29年1月1日	平成29年6月1日	事後	
平成29年6月19日	II-2 取扱人数	平成29年1月1日	平成29年6月1日	事後	
令和1年6月24日	II-1 対象人数	平成30年6月1日	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月24日	II-2 取扱者数	43252	43617	事後	
令和3年12月16日	II-1 対象人数	44075	44348	事後	
令和3年12月16日	II-2 取扱者数	44075	44348	事後	
令和3年12月22日	I-2 特定個人情報ファイル名	住民健診ファイル、宛名管理ファイル	住民健診ファイル、宛名管理ファイル、中間サーバー	事後	
令和3年12月22日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施しない	実施する	事後	
令和4年3月7日	I-1-② 事務の概要	・健康増進法に基づくがん検診の管理 ・高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診、特定保健指導等の管理	健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る事務を行う。 ・胃がん検診 ・肺がん結核検診 ・肝炎ウイルス検診 ・前立腺がん検診 ・大腸がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周病検診 ・健康診査（保険未加入者） ・健康増進法に基づく保健指導 具体的な健康診査及びがん検診等の実施に関する事務内容 1. 毎年、各検診対象者への受診勧奨及び個人通知等を送付する。 2. 実施した各検診結果について、健康管理システムに入力し結果を管理する。 3. 要精密検査の者のうち、未受診者に受診勧奨を行う。 4. 情報提供ネットワークシステムで情報連携を行う。	事前	
令和5年2月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	総務部総務課行政管理係 千葉県館山市北条1145番地の1 0470-22-3218	健康福祉部健康課予防係 千葉県館山市北条740番地の1 館山市コミュニティセンター2階 0470-23-3113	事後	
	I-4-② 法令上の根拠	健康増進法第19条の4及び健康増進法施行規則第4条の3関係、番号利用法第19条第8号別表第2の102の2 行政手続法における特定の個人を識別されるための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	健康増進法第19条の4及び健康増進法施行規則第4条の3関係、番号法第19条第8号別表第2の102の2 行政手続法における特定の個人を識別されるための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事後	